

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【2】」

2. 日時：令和2年7月7日 15時10分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、松野安全審査専門職、立元審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他3名

5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○申請書中の貯蔵方式記載箇所に用いている「輸送荷姿」は、設置許可基準規則の解釈<sup>（注1）</sup>の「輸送荷姿」の定義と異なる状態を指していることから、規則解釈の用語定義に沿って整理し、「輸送荷姿」の異なる状態や考え方を明確にすること。また、申請中の「トランニオン固定金具」及び「トランニオン固定ボルト」についても、規則解釈の用語定義に沿って整理し、固縛方式の考え方を明確にすること。

○兼用キャスクの有する4つの基本的安全機能及び地震等に関する基準適合性の評価については、申請している4つの貯蔵方式に対する代表性を詳細に説明すること。

○津波と竜巻に関する基準適合性の評価については、基準適合性判断の考え方も含め、詳細に説明すること。

（注1）：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 別記4

(3) 日立GEから、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：FR0-TA-0064 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請（コメント回答）

以上